

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入のみなさんへ

平成29年8月から 高額療養費制度が一部改正されます

1カ月に支払った医療費の自己負担が高額になった時、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額が8月に変更されます。

さらに、一般所得者は新たに8月～翌7月まで1年間の自己負担額に上限14万4,000円が設けられます。対象となるのは外来のみで、平成29年8月受診分からです(変更点は下表参照)。

旧 表1【平成29年7月までの自己負担限度額(月額)】

Table with 4 columns: 所得区分, 外来(個人単位), 外来+入院(世帯単位)3回目, 4回目以降\*3. Rows include 現役並み所得者, 一般, 区分II\*1, 区分I\*2.

新 表2【平成29年8月からの自己負担限度額(月額)】

Table with 4 columns: 所得区分, 外来(個人単位), 外来+入院(世帯単位)3回目, 4回目以降\*3. Rows include 現役並み所得者, 一般, 区分II\*1, 区分I\*2. The '一般' row is highlighted in pink.

- \*1 70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者I以外の人)
\*2 70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた時に0となる人
\*3 過去12カ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)

- \*国民健康保険以外の健康保険に加入している人は、各保険者へ問い合わせを
\*上表内の「所得区分」の詳細は市HP http://www.city.munakata.lg.jp/ → 「健康・保険・福祉・子育て」 → 「年金・医療・介護」 → 「国民健康保険」 → 「70歳以上の人の医療」 で確認を

問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

たにいフロッグ? フォト日記
佐世保市の造船場で5月15日、建造中のフェリーの進水式に出席しました。
現在、神湊大島間を就航中のフェリー「おおしま」は就航して22年が経過し老朽化していること、また、近年大島への来島者が増加していることから、安全運航のため、

新造船進水式



新船の名称は慣れ親しんでいる現在のフェリーと同じ「おおしま」と命名しました。大きさは現在のものと同様ですが、ドックで見ると「おおしま」は海に浮かぶと見えない船底もあらわ



10月運行開始予定の「おおしま」

問い合わせ先 秘書政策課秘書担当 ☎(36)0890

介護保険サービスのうち、施設サービス(特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設)や短期入所サービス(ショートステイ)を利用する場合に必要な食費と居住費について、一定の要件を満たした人は、段階に応じて軽減を受けることができます。
軽減を受けるには、市へ申請が必要です。減額の対象となるのは申請した月の初日からです。施設サービスや短期入所サービスを8月1日(火)以降に利用する人で、要件に該当する場合は、申請をしてください。また、すでに負担限度額認定

介護保険負担限度額認定
平成29年度分の 新規受付を開始します
介護保険サービスのうち、施設サービス(特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設)や短期入所サービス(ショートステイ)を利用する場合に必要な食費と居住費について、一定の要件を満たした人は、段階に応じて軽減を受けることができます。

【介護保険負担限度額認定の対象者】

Table with 2 columns: 利用者負担段階, 認定要件. Rows include 第1段階, 第2段階, 第3段階.

障がい者のトータルライフパートナー

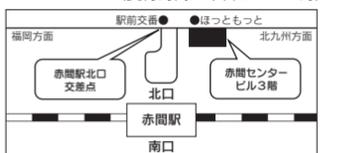
株式会社 ゆり庵

障がい者福祉サービス 生活訓練・生活介護
ゆり庵デイルライフサポート
日中の居場所として、余暇活動や作業などの個別のプログラムを充実させていますので、お気軽にお問い合わせください!

お問合せ: ゆり庵デイルライフサポート Tel.0940-72-4904(担当: 木塚、白藤)

弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110
(受付時間・平日9~17時)
当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、犯罪被害、成年後見、遺言、債務整理、過払金回収、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。



〈7月・8月の土曜相談実施日〉
平日にお時間が取れない方、ぜひ、ご利用ください。
7/29(土)、8/12(土)、8/26(土)、いずれも13~16時(要予約)
各日、前日17時までにご予約ください。なお、平日の相談は、随時お受けしています。